○経済産業省告示第二百六十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を別表のとおり指定したので、同法第八十八条第一項第二号の二の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月十三日

経済産業大臣　二階　俊博

別表

指定番号	氏名又は名称	所在地
第九十三号	愛媛県管工事協同組合連合会	愛媛県松山市本町七丁目二番地 愛媛県本町ビル二階

○国土交通省告示第八百九十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、次の各号に掲げる地すべり防止区域における地すべり防止工事は、この告示の日から国土交通大臣が施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

一　平成二十一年国土交通省告示第七百十一号で指定した新潟県竹沢地すべり防止区域及び新潟県十二平地すべり防止区域

二　平成二十一年国土交通省告示第七百十二号で追加指定した新潟県十二平地すべり防止区域、新潟県小松倉前沢地すべり防止区域及び新潟県楢木地すべり防止区域

平成二十一年八月十三日

国土交通大臣　金子　一義

○国土交通省告示第八百九十九号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月十三日

国土交通大臣　金子　一義

免許番号	氏名	新水先区とした年月日	水先区の名称
第一三四一号	那須　辰郎	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一三八五号	仙石　国次	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一三八六号	小出　旻	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一六六四号	齋藤　雅	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四七三号	池田　治正	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四七六号	星野　寛	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一五〇三号	石橋　武	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一五〇四号	長塚　正敏	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一五七一号	石塚　隆一	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一六〇六号	中川　敏	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四七七号	伴　良造	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四七八号	森　冨二夫	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四八〇号	三角安洲男	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四八一号	守口恭之輔	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四八二号	鶴田　文隆	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四八三号	滝元　皓	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一五一〇号	加門　進一	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一五三五号	内山　弘孝	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四三〇号	田村　和成	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四二七号	貴志　洋	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四二九号	仲田　省二	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一四三三号	尾野　勝彦	平成二十一年六月三十日	東京湾水先区
第一一五四号	権藤　紘彦	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一二二九号	宮崎　毅	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四三五号	阿波　恒生	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四三六号	小久保又五郎	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四四〇号	曽根　邦弘	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四八六号	山内　良介	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四八七号	田仲　允	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一五一三号	成田寛太郎	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一三六〇号	上野　靖雄	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四〇〇号	安井　道昌	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四〇一号	山田　隆紘	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一四〇二号	園井　幸造	平成二十一年六月三十日	伊勢三河湾水先区
第一二八二号	菅原　昌男	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一二八五号	星加　昭	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一六二二号	山田　健	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一六二三号	藤本　昌之	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一六二四号	平野　雄一	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一六二五号	米本　秀美	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一六二六号	高橋昭二郎	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一四〇三号	北條　直史	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一四〇八号	尾錢　三郎	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一三一九号	西原　裕人	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一三六五号	花田　兵六	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一一六五号	大多和治也	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一五九〇号	河口　長弘	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区
第一五九一号	森口　俊樹	平成二十一年六月三十日	大阪湾水先区

○関東地方整備局告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十三日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市相原町字大地沢、字段木入、字牛田及び字大戸地内

使用の部分　なし